

ご記入にあたって

休業中の就労等の状況について、Cをよく読んで記入してください。

A 項目5

初回提出時から振込先に変更がある場合のみ、申請者本人名義の口座を記入してください。

※金融機関コード、支店コードは一般社団法人全国銀行協会のHP (https://www.zenginkyo.or.jp/shop/) 等で確認いただくことができます。金融機関コードの記入は任意です。

インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込ができませんのでご注意ください。

B 項目6

支援金・給付金の対象として申請する期間を記入してください。

C 項目7・8・9

期間中の就労等した日の状況を記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。

詳しくは右面をご参照ください。

D 申請者署名欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

E 代理人等署名欄

代理人等が申請を行う場合に記入してください。代理人は委任状を添付してください。

F 支援金等対象者番号貼付欄

前回申請時の「支給・不支給決定通知書」下部「支援金等対象者番号・氏名(カナ)」を切り取って必ず貼ってください。

労働者申請用 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金支給申請書

(2枚目の「ご確認事項」を確認のうえ、下記①～⑩の太枠内をご記入ください。「5.振込先口座」は変更がなければ記入不要です。代理人等が提出代行等をする場合は⑩もご記入ください。)

① 申請者について

フリガナ	シンセイ タロウ	2 性別(任意)	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
1 氏名	申請 太郎	3 生年月日	X:X 年 X:X 月 X:X 日
4 連絡先(住所または居所および電話番号)	〒XXXXXXXXXX 東京 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇-〇 〇〇マンション〇〇号室		
5 振込先口座(申請者本人名義の口座に限り、ゆうちょ銀行以外の金融機関は記入不可)	金融機関名(コード4桁) 支店名(コード3桁) 口座の種類 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号(7桁) 左詰で記入		

② 休業をしている事業所について

6 支援金・給付金の対象として申請する期間	7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数
令和2年 1:0月 1:6日 ~ 3:1日	日間	日間	日間
令和2年 1:1月 1:1日 ~ 3:0日	5 日間	3 日間	3 日間
令和2年 1:2月 1:1日 ~ 1:5日	日間	日間	日間
令和3年 1:1月 日 ~ 日	日間	日間	日間
令和3年 2:2月 日 ~ 日	日間	日間	日間

*「就労等した日」とは就労した日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等、労働者本人の事情による休暇・休業をいいます。所定の休日はこれに当たりません。項目6の支援金・給付金の対象として申請する期間に「就労等した日」がなかった方は項目7～9を空欄としてください。

③ 申請者署名欄

申請者の方は、下記に氏名を記入してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

管轄労働局長 殿
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を希望するため、申請します。
なお、支援金・給付金支給要領に従うとともに、本申請書、別添の要件確認書の記入内容および添付書類について偽りないことを誓約し、労働局・公共職業安定所から確認のための問い合わせがあった場合は協力します。
※厚生労働省HPに掲載しています。

申請者氏名 申請 太郎

提出日 令和 X 年 X 月 X 日

④ 代理人等署名欄

代理人または(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士の方は、下記に記入してください。

代理人または(提出代行者・事務代理者)社会保険労務士

住所・事務所または法人等の名称・氏名

⑩ 前回申請時の「支給・不支給決定通知書」のキリトリ線から下の部分を切り取り、こちらに貼り付けてください。

※お手持ちの「支給・不支給決定通知書」が複数枚ある場合には、そのうち1枚を申請書に貼り付けてください。

この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となります。正しくご記入ください。 <1枚目> 2021.01

次の支給申請の際に、必ず支給申請書に貼ってください。貼らない場合は支給まで時間がかかることがあります。

支援金等対象者番号 ●●●●●●●●●●

氏名(カナ) シンセイ タロウ

申請者区分: ●● ●● 労働局

<支給・不支給決定通知書(下部)>

- 各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はすべて無効となります。
- この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。
- 代理人等が偽りの届出・報告・証明等を行い、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受け、または受けようとした場合には、その氏名等を公表する可能性があります。

C 項目7・8・9について

支給要件確認書の事業主記入欄③を参照のうえ、支給単位期間(各月初日から末日まで)ごとに1行を用い、就労等した日の状況を記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。

なお、①休業事業所で働いた日と②年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等など、あなたの事情により休暇・休業を取得した日が「就労等した日」にあたりません。所定の休日はこれにあたりません。例えば土日祝休みの方が当該日にお休みしたものは「就労等した日」にあたりません。

【具体的な記入例】 10月16日～12月15日まで新型コロナウイルス感染症の影響による、本人の事情ではない休業のケース

例1) 休業期間中、まったく就労等していない場合

② 休業事業所について

記入の必要がないため項目7～9は空欄

6 支援金・給付金の対象として申請する期間	7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数
令和2年 1:0月 1:6日 ~ 3:1日	日間	日間	日間
令和2年 1:1月 1:1日 ~ 3:0日	日間	日間	日間
令和2年 1:2月 1:1日 ~ 1:5日	日間	日間	日間
令和3年 1:1月 日 ~ 日	日間	日間	日間
令和3年 2:2月 日 ~ 日	日間	日間	日間

例2) 1日の所定労働時間8時間の方が、10月20～23日まで自分の都合で年次有給休暇を取得し4日間終日働いていない場合

年次有給休暇を取得した10月20～23日の「4」日間を記入

6 支援金・給付金の対象として申請する期間	7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数
令和2年 1:0月 1:6日 ~ 3:1日	4 日間	日間	日間
令和2年 1:1月 1:1日 ~ 3:0日	日間	日間	日間
令和2年 1:2月 1:1日 ~ 1:5日	日間	日間	日間
令和3年 1:1月 日 ~ 日	日間	日間	日間
令和3年 2:2月 日 ~ 日	日間	日間	日間

例3) 1日の所定労働時間8時間の方が、11月11～13日の3日間に2時間のみ勤務(6時間休業)し、11月16～20日の5日間に終日(8時間)勤務した場合(11月14・15日は所定休)

8時間勤務した11月16～20日の「5」日間を記入

2時間の勤務である11月11～13日の「3」日間を記入

11月11～13日の2時間勤務は事業主より6時間休業させられたもののため「3」日間を記入

6 支援金・給付金の対象として申請する期間	7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数
令和2年 1:0月 1:6日 ~ 3:1日	日間	日間	日間
令和2年 1:1月 1:1日 ~ 3:0日	5 日間	3 日間	3 日間
令和2年 1:2月 1:1日 ~ 1:5日	日間	日間	日間
令和3年 1:1月 日 ~ 日	日間	日間	日間
令和3年 2:2月 日 ~ 日	日間	日間	日間

例4) 1日の所定労働時間3時間のパートタイム労働者の方が、10月20～23日の4日間、所定労働時間どおり3時間の終日勤務をした場合

② 休業をしている事業所について

6 支援金・給付金の対象として申請する期間	7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数	8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数	9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数
令和2年 1:0月 1:6日 ~ 3:1日	日間	4 日間	日間
令和2年 1:1月 1:1日 ~ 3:0日	日間	日間	日間
令和2年 1:2月 1:1日 ~ 1:5日	日間	日間	日間
令和3年 1:1月 日 ~ 日	日間	日間	日間
令和3年 2:2月 日 ~ 日	日間	日間	日間

3時間の終日勤務をした10月20～23日の「4」日間を記入
※休業させられておらず、所定労働時間どおりのため項目9の記入はありません。

ご記入にあたって

A・Bは労働者の方が、C・Dは事業主の方が記入してください。

A 労働者記入欄／項目1～5

すべて必須項目です。必ず記入または☑チェックをしてください。

B 労働者記入欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

C 事業主記入欄／項目1～4

すべて必須項目です。必ず記入してください。
3②・4③は当てはまるときは必ず記入してください。

D 事業主記入欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。

事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主名欄に
●「事業主の協力を得られない旨」
●その背景となる事情
(倒産、事業主と連絡がとれない等)
を記入して提出してください。

※その場合、拠点等の所在地を管轄する労働局より法律に基づき、当該事業所に連絡します。通常の審査より時間を要しますのでご了承ください。

労働者申請用 新型コロナウイルス感染症対応
2回目以降 休業支援金・給付金支給要件確認書

以下項目について、記入または該当する方に☑チェックをしてお答えください。
この確認書は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「支援金等」という)における支給要件の確認事項です。

■労働者の方が記入してください

1 支援金等の対象として申請する期間(申請書「6」と同じ) 令和2年 10月 16日 ~ 12月 15日

2 ①の期間の休業は、病気など本人の事情ではない休業ですか。 はい いいえ

3 ①の期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当等)や育児休業給付、介護休業給付を受給していませんか。 受給していない 受給している

4 休業手当が支払われ、または3万円を超える見舞金が支払われた場合、原則2週間以内に申告することに同意しますか(申告先は事業所(拠点等)の所在地を管轄する労働局です)。 はい いいえ

5 この確認書(2枚目)の支給要件のすべてに該当しますか。 はい いいえ

上記記入内容に相違ありません。

労働者記入欄 確認日 令和 XX年 XX月 XX日 氏名 申請 太郎

●未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

■事業主の方が記入してください

1 申請を行う労働者を労働者記入欄「1」の期間に雇用していましたが(委託、請負は雇用ではありません)。 はい いいえ

2 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受給していますか。または受給する予定がありますか。 はい いいえ

3 ①申請を行う労働者を労働者記入欄「1」の期間に休業させましたか。 はい いいえ

②上記①で休業させた者について、休業期間中に就労させた日※すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労させた日がない場合は記入不要です。
※「就労させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休業・休業をいじ、所定の休日はこれに当たりません。

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致 4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致 4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致

11/16・17・18・19・20 11/11・12・13 11/11・12・13

4 ①労働者記入欄「1」の期間の休業に対し、一部でも休業手当を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。 支払っていない(予定はない) 支払っている(予定がある)

②労働者記入欄「1」の期間の休業に対し、一部でも見舞金を支払っていませんか。または支払う予定はありませんか。 支払っていない(予定はない) 支払っている(予定がある)

③上記②で見舞金を支払っている、または支払う予定があるとした場合、金額を記入してください。

上記記入内容に相違ありません。

事業主記入欄 確認日 令和 XX年 XX月 XX日 事業所名 株式会社△△△△△△△△

住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 事業主名 事業 一郎
TEL XX-XXXX-XXXX (法人の場合は代表者氏名を、個人の場合は氏名をあわせて記入)

●この欄は拠点等の管理者ではなく、法人等の代表者等の記入欄です。本確認書における事業主記入欄について事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主記入欄の事業主名欄に「事業主の協力を得られない旨およびその背景となる事情(倒産、事業主と連絡がとれない等)」を記入して提出します。
なお、当該ケースについては、拠点等の所在地を管轄する労働局より法律に基づき、当該事業所に連絡させていただきます。よって通常の審査より時間を要します。

▲この確認書は、支給要件の確認事項となります。偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。 <1枚目> 2021.01

① 労働者記入欄／項目1について

支援金等の対象として申請する期間を記入してください。支給申請書⑥と一致するようにしてください。
※支給要件確認書では1か月ごとで記入せず、今回の申請に係る期間全体の初めの日・終わりの日を記入してください。

1 支援金等の対象として申請する期間(申請書「6」と同じ) 令和2年 10月 16日 ~ 12月 15日

申請する期間の初めの日を記入してください。 申請する期間の終わりの日を記入してください。

6 支援金・給付金の対象として申請する期間

令和2年	10月	16日	~	31日
令和2年	11月	1日	~	30日
令和2年	12月	1日	~	15日
令和3年	1月	日	~	日
令和3年	2月	日	~	日

② 事業主記入欄／項目3②について

休業期間中に、申請を行う労働者が就労等した日があれば記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。
就労等した日がある場合は「4時間以上就労等した日」「4時間未満就労等した日」「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に、具体的な日付で記入してください。
なお、①休業事業所で働いた日と②年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等など、労働者本人の事情により休業・休業を取得した日が「就労等した日」にあたりません。所定の休日はこれに当たりません。例えば土日祝休みの方が当該日にお休みしたものは「就労等した日」にあたりません。

3 ②上記①で休業させた者について、休業期間中に就労させた日※すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労させた日がない場合は記入不要です。
※「就労させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休業・休業をいじ、所定の休日はこれに当たりません。

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致 4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致 4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致

11/16・17・18・19・20 11/11・12・13 11/11・12・13

それぞれ支給申請書の項目⑦⑧⑨の日数と一致します。

7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数 5日間

8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数 3日間

9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業させられた日数 3日間

労働者の方へ
日数の不一致などがある場合、不備扱いとなる可能性があります。ご注意ください。

【具体的な記入例】 10月16日～12月15日まで新型コロナウイルス感染症の影響による、本人の事情ではない休業のケース

例1) 休業期間中、まったく就労等していない場合

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致

記入の必要がないため空欄

例2) 1日の所定労働時間8時間の方が、10月20～23日まで自分の都合で年次有給休暇を取得し4日間終日働いていない場合

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
10/20・21・22・23		

年次有給休暇を取得した10月20～23日の4日間の日付を記入

例3) 1日の所定労働時間8時間の方が、11月11～13日の3日間に2時間のみ勤務(6時間休業)し、11月16～20日の5日間に終日(8時間)勤務した場合(11月14・15日は所定休)

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
11/16・17・18・19・20	11/11・12・13	11/11・12・13

8時間勤務した11月16～20日の5日間の日付を記入

2時間の勤務である11月11～13日の3日間の日付を記入

11月11～13日の2時間勤務は事業主より6時間休業させられたものため3日間の日付を記入

例4) 1日の所定労働時間3時間のパートタイム労働者の方が、10月20～23日の4日間、所定労働時間どおり3時間の終日勤務をした場合

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
10/20・21・22・23		

3時間の終日勤務をした10月20～23日の4日間の日付を記入
※休業させられておらず、所定労働時間どおりのため、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄の記入はありません。

- ⚠ ご注意
- 各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はすべて無効となります。
 - この支給要件確認書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。
 - 事業主が偽りの届出・報告・証明等を行い、その雇用する労働者に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受けさせ、または受けようとした場合には、その氏名等を公表する可能性があります。